

東大阪ミニバス関係の皆様へ

東大阪市ミニバスケットボール協会
会 長 西 村 道 男

お願い

本協会は規約第 2 条にもとづき子どもたちの心身の健全育成を目的としています。この目的を達成するために同一小学校の子どもたちでチームを編成し（第 9 条）、指導者が一教職員の場合 所属先の子どもたちを指導することになっております（第 10 条第 2 項）。（ただしコーチライセンスは不要）

この条件を満たす全てのチームは本市教育委員会及び協会主催の行事に参加できますのでご理解の上 子どもたちのためにご参加よろしく申し上げます。

平成 27 年 6 月 30 日